

北区役所福祉課及び子育て・教育課
補助作業会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）採用募集要項

1 採用人数

- 【A】福祉課及び子育て・教育課業務における事務補助 3 名
【B】福祉課（介護保険担当）業務における事務補助 1 名

2 業務内容

- 【A】福祉課及び子育て・教育課業務における事務補助
【B】福祉課（介護保険担当）業務における事務補助

3 勤務場所

- 【A】福祉課及び子育て・教育課
【B】福祉課（介護保険担当）

4 給与・勤務条件等

（1）雇用期間

- 【A】令和 7 年 6 月 1 日（日曜日）～令和 7 年 7 月 31 日（木曜日）
【B】令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）～令和 7 年 8 月 31 日（日曜日）

（2）勤務時間

- 【A】午前 9 時 45 分から午後 4 時 00 分まで（実労働時間：5 時間 30 分）
【B】午前 10 時 15 分から午後 5 時 00 分まで（実労働時間：6 時間）

注 休憩時間はいずれも午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までの 45 分間

（3）休 日 土曜日、日曜日、祝日

（4）有給休暇 なし

（5）報 酬 【A】時間額 1,308 円
 【B】日額 7,853 円

（6）交 通 費 支給あり

※定期券額を支給する。ただし、定期券と比較して安価な料金で通勤できる場合は別途支給額を算出のうえ支給する。

（7）支 払 日 月末締め、本人名義の口座に翌月 17 日（1 月は 18 日）に振り込む。（ただし、支給日が休日の場合はこの限りではない。）

(8) 健康保険 適用なし

(9) 厚生年金 適用なし

(10) 雇用保険 適用あり

5 応募資格

大阪市内もしくは、大阪近郊に居住の方で書類点検・整理業務など一般的な事務作業のできる方。
年齢、性別は問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・本書の雇用期間を含め、本市に連続して2か月を超える雇用となる方
- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方

【地方公務員法（抜粋）】

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 募集期間・応募方法等

次の書類を送付又は持参してください。

(1) 提出書類等

ア. 補助作業会計年度任用職員採用申込書

過去3ヶ月以内に撮影した写真（裏面に氏名を記入）を必ず添付のこと。

イ. 申し立て書

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

ウ. 採用結果通知書送付用定型封筒

長形3号、必ず宛先を記載のうえ110円切手を貼り付けてください。

(2) 提出方法

ア. 持参による申込みの場合

北区役所福祉課（3階33番窓口）に令和7年5月19日（月曜日）までの午前9時00分から午後5時30分まで（休日を除く）にお持ちください。

イ. 郵便による申込みの場合

令和7年5月19日（月曜日）までに次のあて先へ必着のこと

〒530-8401 大阪市北区扇町 2-1-27
北区役所 福祉課

7 選考方法等

(1) 口述試験（試験時間 個別面接 10 分程度）

※応募者多数の場合、集団面接となる場合があります。

(2) 合格者の決定方法

口述試験（200 点満点）を実施のうえ、得点が一定点数以上の者を合格とします。ただし、一定の基準に達していない場合は不合格となります。

8 選考日時及び選考会場

(1) 日 時 令和 7 年 5 月 21 日（水曜日） 午前 9 時 30 分から

(2) 集合場所 北区役所 4 階 405 会議室

(3) 面接会場 北区役所 4 階 401 会議室

面接の詳細時間は、「受験者」確定後、令和 7 年 5 月 20 日（火曜日）までに別途連絡いたします。なお、令和 7 年 5 月 20 日（火曜日）午後 3 時までに連絡がない場合は同日午後 5 時までに北区役所福祉課へ連絡してください。

9 合否の通知及び採用まで

(1) 選考結果については、選考後、速やかに受験者全員にお知らせします。

(2) 合格者は「採用候補者名簿」に試験結果の成績順で登録し、上位者より採用内定とします。なお、採用決定（任用）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行います。当該名簿の登録期間は、名簿登録後から令和 7 年 7 月 31 日（木曜日）までとなります。

(3) 合格後、あるいは「採用候補者登録名簿」に登録後、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消します。

10 その他

- (1) この募集において収集した個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。また、提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。
- (2) 採用決定者について、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、採用を取り消すことがあります。
- (3) 過去に本市における勤務経験がある方は、その時期・期間等により前述の勤務条件（社会保険等）に変更の生じる場合があります。

11 お問い合わせ・お申込み先

下記お問い合わせ先までお願いします。

北区役所福祉課

電話 06-6313-9857 （担当者：福田・太田）